

岩手県告示第96号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

令和8年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 事業の種類 一級河川北上川水系北上川上流改修工事（一関遊水地・岩手県一関市舞川字河岸地内から同県西磐井郡平泉町長島字沢口地内まで）

2 収用の手続を開始する起業地 なし

3 使用の手続を開始する起業地

岩手県一関市狐禅寺字桑木原及び字中島並びに中里字糠瀬、字横石、字下大林、字藤後向、字一番谷起、字上大林、字葉柳、字藤後、字長畑、字正覚前、字待居、字沖田、字山崎、字三本木及び字清水畑並びに川辺字三角谷起、字大源、字細谷、字館下、字藤後向、字中島、字三番谷起、字藤後、字正覚、字高田、字上目、字塚田、字大内田、字石田谷起及び字沼尻並びに舞川字土橋、字遠後、字下谷起、字西中島、字和田、字二番谷起、字一番谷起、字谷起田、字中谷起、字田沖、字西平、字堀切、字館ノ越、字細田、字竜ヶ沢、字林、字榎木及び字境地内

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋、字下館裏、字上館裏、字塩沢及び字三貫並びに長島字太田、字須崎、字船戸、字中島、字荒川、字覆盆子、字出谷起、字桜里、字上古川、字十日市、字里前、字大中島、字里、字若宮、字沢口、字袋谷起、字古川、字三草作、字五反田、字古館、字要害、字館岡、字稲城、字杉、字下構、字境田、字田向、字矢崎、字菊の沢、字新田、字畑中、字生江田、字本町、字竜ヶ坂、字沖田、字滝の沢、字二反田及び字月館地内

岩手県一関市中里字下大林地先河川敷地並びに川辺字柵瀬地先河川敷地及び字館下地先河川敷地並びに舞川字三番谷起地先河川敷地及び字和田地先河川敷地

岩手県西磐井郡平泉町平泉字一筋地先河川敷地並びに長島字太田地先河川敷地、字中島地先河川敷地、字覆盆子地先河川敷地及び字出谷起地先河川敷地

4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所及び平泉町役場